

技能実習に代わる新制度 不当な転職防止策を規制

外国人労働者の受け入れのあり方を議論する政府の有識者会議は、技能実習に代わる新制度の素案について修正案を提示しました。転職の要件を緩和するにあたり不当な転職が起きないように受け入れ企業に規制を設けます。

受け入れ企業などを認める際に①日本語や技能試験の合格率②転職による人材確保の割合という条件を追加する案を示しました。有識者会議などで、自社で育成せずに転職だけで人材を確保するのは新制度の悪用だという指摘があり、また転職させたくない企業が勉強をさせずに転職できないことも想定し対応しました。修正案はほかに労働条件が契約時と相違する場合を転職が認められる「やむを得ない事情」と例示しました。技能実習制度では「やむを得ない事情」に限り転職できるとしていたものの、具体例が明らかではないことを踏まえました。

有識者会議は議論を進めて11月にも最終報告書をまとめ、政府はそれを踏まえ、2024年1月召集の通常国会への法案提出を目指します。

フリーランスの労災特別加入の対象を大幅拡大 来年秋までに開始

厚生労働省は労働政策審議会の部会で、フリーランス（個人事業主）でも労災保険に入れる特別加入制度の対象を拡大する方針を示しました。企業から業務委託を受ける場合は原則全て対象に含めます。労災保険は企業などに雇用された労働者が対象ですが、同じ企業から継続的に業務を委託されるなど、労働者に近いフリーランスも多いことから対象を広げます。厚労省は来年秋までに新制度を開始したい考えです。

当初は建設業の一人親方などを対象にしていたのですが、2021年以降、業界団体の要望を受ける形で芸能やアニメーション制作従事者、ITフリーランスなど8業種を追加してきました。今回の提案は、これまでのように業種ごとにせず、業務委託をした場合を包括的に含めることで大幅に拡大する形となり、今後、特別加入団体のあり方なども検討します。

「健康経営」の企業意識調査、メンタル不調者「いる」が2割

帝国データバンクが発表した健康経営への取り組みに対する企業の意識調査によりますと、過去1年間で「過重労働時間(時間外労働が月100時間以上)となる労働者」が「いた」企業は10.2%と1割を超え、「メンタルヘルスが不調となる労働者」が「いた」企業は21.0%で、5社に1社はメンタルヘルス不調者がいることが明らかになったとしています。

健康経営に「取り組んでいる」企業は56.9%で、具体的内容は、「定期健康診断の実施」(88.4%)、「職場の喫煙対策の実施」(47.3%)、「労働時間・労働密度など心身の過重負荷要因の改善」(43.0%)などとなっています。健康経営に「取り組んでいない」理由のトップは、「適当な人材確保が困難」(39.0%)でした。



- タンチョウ -

◆ ご存知ですか？ ◆ 【 割増賃金率の引き上げ 】

働き方改革関連法のひとつに時間外労働における割増賃金率の引き上げがあり、今年の4月以降は中小企業においても猶予措置が終わり、60時間を超える時間外労働の割増率が大企業と同様の50%以上に引き上げられています。例えば1ヶ月に70時間の時間外労働が発生した場合、60時間分の時間外労働に対しては25%以上の割増率、60時間を超えた残りの10時間分に対しては50%以上の割増賃金率が適用されます。繁忙期等でやむを得ず月の時間外労働時間数が60時間を超えてしまう事業所においては割増率の計算方法に留意するとともに残業時間の抑制についても検討が必要かと思われます。

事務所より

十勝では朝晩急に冷え込むようになり、地域によっては氷点下の気温も出てきています。今年は夏の残暑が長かった分、秋が短く、冬の到来が早いような感覚があります。少し前までは暑さでエアコンを入れていたように思うのですが、もうストーブを点けている方も多いかと思います。タイヤ交換や除雪用具等の準備をし始めると、本格的な冬がすぐそこまで来ているのを感じますね。

日本能率協会が発表した「2023年新入社員意識調査」結果によりますと、理想だと思う上司・先輩は、「仕事について丁寧な指導をする」(79.0%)がトップで、「言動が一致している」(53.2%)、「部下の意見・要望を傾聴する」(47.3%)などの順となったそうです。第5位の「仕事だけでなく、プライベートも大事にする」については、男性38.1%、女性52.1%で、女性の方がより重視している傾向にあると指摘しています。人手不足が叫ばれるようになって久しい昨今ですが、時代も移り変わり、労働者の仕事に対する考え方も様変わりしてきていることが見受けられます。特に若い世代においては、離職理由のトップが人間関係によるものという調査結果もあり、その中でも上司と合わなかったという意見も多いようです。経営者側としては、社内における人間関係の円滑化に気を配るのはもちろんですが、適切な指導ができる幹部社員の育成と教育環境の構築が必要となり、そういった対応が結果的には社員の定着率の向上につながっていくものと思われます。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

10月下旬より健康保険の被扶養者資格の再確認について協会けんぽの方から確認書類が送られていると思います。こちらについては事業所でご提出いただくものですが、記入内容や記載方法等でご不明な点がありましたら、弊社までご相談ください。

